

開 発 審 査 会 基 準 第 4 号

社寺仏閣及び納骨堂

当該市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した次の1項又は2項の施設で、3項の条件を満たすものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

- 1 既存集落等における地域的性格の強い鎮守、社、庚申堂、地藏堂等
- 2 その他の宗教活動上の施設であつて当該市街化調整区域及びその周辺の地域における信者の分布その他に照らし、特に当該地域に立地する合理的事情の存するもので、申請内容が次の各号に該当するもの。
 - (1) 当該建築物の建築は宗教法人法第2条に定める宗教団体が行うものであること。
 - (2) 当該宗教団体は宗教法人法第14条に基づく規則の認証が得られているものであること。
 - (3) 当該区域の周辺に相当数の信者が居住していること。
 - (4) 当該土地は原則として既存の集落内又はそれに近接する土地であること。
 - (5) 予定建築物の用途は、宗教法人法第3条第1号の境内建物に該当するものであること。
 - (6) 申請に係る土地に、当該施設規模に見合った駐車場が設けられるものであること。
- 3 開発又は建築を行うために、他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が1,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成14年 4月 9日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6年 4月 1日から施行する。

開発又は建築許可チェック票

社寺仏閣及び納骨堂＜一宮市開発審査会基準第4号＞

確認	確 認 事 項	確 認 書 類
1	施設は、既存集落等における地域的性格の強い鎮守、社、庚申堂、地藏堂、庫裏等であること。 その他の宗教活動上の施設の場合は、次の各号に該当すること。 (1) 当該市街化調整区域及びその周辺の地域における信者の分布に照らし、特に当該地に立地する合理的事情が存するものであること。 (2) 当該建築物の建築は宗教法人法第2条に定める宗教団体が行うものであること。 (3) 当該宗教団体は宗教法人法第14条に基づく規則の認証が得られているものであること。 (4) 当該区域の周辺に相当数の信者が居住していること。 (相当数とは、申請地を含む半径1.5km以内に50人以上であることをいう。) (5) 当該土地は原則として既存の集落内又はそれに近接する土地(約300m以内)であること。 「既存の集落」とは、 1) 半径300mの円内に100戸以上の建築物(市街化調整区域内にあるもの。以下、この欄において同じ)があるもの。 又は、 2) 50戸以上の建築物が連たん(建築面積が30㎡以上の建築物があり、その建築物の敷地間の距離が55m以内であること。)しているもの。 (6) 予定建築物の用途は、宗教法人法第3条第1号の境内建築物に該当するものであること。 (7) 申請に係る土地に、当該施設に見合った駐車場が設けられるものであること。	法人登記簿、土地利用計画図(敷地現況図)、平面図、立面図 理由書、法人登記簿、信者名簿等 (住所録または信者宅プロット地図) 開発区域区域図(付近見取図)、土地利用計画図(敷地現況図)、平面図、立面図
2	申請敷地面積が、1,000㎡を超える場合は、開発審査会にかかる。	土地登記簿謄本
3	他法令による許認可が必要な場合、その許認可が受けられるものであること。(河川法許可、特定都市河川浸水被害対策法、都計法53条許可、水路占用許可、国道等施工承認等)	許可書等

*詳細については、窓口でご相談下さい。

一宮市建築部建築指導課 開発審査グループ TEL 0586-28-8646)

更新日 R6.7.1